

訪問型介護予防サービス(A2) サービスコード表



令和3年10月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A2	1111	訪問型介護予防サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2	週1回程度	1,176	単位	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型介護予防サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2	週1回程度	39	単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型介護予防サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2	週2回程度	2,349	単位	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型介護予防サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2	週2回程度	77	単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型介護予防サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2	週2回を超える程度	3,727	単位	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型介護予防サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2	週2回を超える程度	123	単位	123	1日につき
A2	2411	訪問型介護予防サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2	週1回程度 ※1月の中で全額で4回まで	268	単位	268	1回につき
A2	2511	訪問型介護予防サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2	週2回程度 ※1月の中で全額で8回まで	272	単位	272	
A2	2621	訪問型介護予防サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2	週2回を超える程度 ※1月の中で全額で12回まで	287	単位	287	
A2	1411	訪問型介護予防短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2	20分未満 ※1月につき全額で22回まで	167	単位	167	
A2	6001	訪問型介護予防サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合					所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2	8000	訪問型介護予防サービス特別地域加算	特別地域加算					所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2	8001	訪問型介護予防サービス特別地域加算日割						所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8002	訪問型介護予防サービス特別地域加算回数						所定単位数の 15% 加算	1回につき
A2	8100	訪問型介護予防サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算					所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8101	訪問型介護予防サービス小規模事業所加算日割						所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2	8102	訪問型介護予防サービス小規模事業所加算回数						所定単位数の 10% 加算	1回につき
A2	8110	訪問型介護予防サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算					所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111	訪問型介護予防サービス中山間地域等提供加算日割						所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	8112	訪問型介護予防サービス中山間地域等提供加算回数						所定単位数の 5% 加算	1回につき
A2	4001	訪問型介護予防サービス初回加算	チ 初回加算					200単位加算	200
A2	4003	訪問型介護予防サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算				(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型介護予防サービス生活機能向上連携加算Ⅱ					(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6269	訪問型介護予防サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算				(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型介護予防サービス処遇改善加算Ⅱ					(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型介護予防サービス処遇改善加算Ⅲ					(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6273	訪問型介護予防サービス処遇改善加算Ⅳ					(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2	6275	訪問型介護予防サービス処遇改善加算Ⅴ					(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	
A2	6278	訪問型介護予防サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算				(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算	1月につき
A2	6279	訪問型介護予防サービス特定処遇改善加算Ⅱ					(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算	
A2	8310	訪問型介護予防サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応					所定単位数の1/1000 加算	